

火災共済のオプション保障! 少ない掛金で大きな安心を確保!

火災共済に付帯できる

3保障制度 (共済セット加入)

3保障制度(共済セット加入)は火災共済にご加入の方で、
建物・家財の合計口数が50口以上の方が
ご加入いただけます。

重要事項説明書を必ずお読みください。

こんな時に保険金をお支払いします。

借家にお住まいの方向け

持家にお住まいの方向け

保障の種類

保 障 内 容

ご加入の範囲と保障対象

1 類焼損害保障※

もし、ご自宅が火元となり延焼!
お隣さんへご迷惑をかけてしまったら……



火災、破裂、爆発によって、近隣の住宅や家財に損害を与えた場合に、類焼損害保険金(類焼した住宅や家財の修理費用)*をお支払いします。ただし、類焼した住宅建物や家財に火災保険等が付けられていた場合、火災保険等が優先払いされます。

*保険金支払額は、再調達価額で復旧費用の実費をお支払いしますが、保険金額(1億円)が限度となります。

組合員が所有する物件



組合員が居住する物件



上記以外の物件

*組合員が所有または居住する物件のみ付帯できます。



2 個人賠償保障※

自転車運転中の賠償事故、マンション階下への水濡れ! ごめんなさいですまない場合……



日本国内外(注)において生じた次の①または②の事故により、被保険者が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にしたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
- ②被保険者の居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

示談交渉サービス付帯あり。

(注)電車等の運行不能については、日本国内において生じた場合に限ります。

組合員



組合員の配偶者



組合員または配偶者の同居の親族



別居の未婚の子



別居の親、既婚の子等



3 借家人賠償保障※ + 修理費用

借家で火事などを起こし、
大家さんへの賠償が必要となった場合……



火災などの事故で賃貸住宅に損害を与えたことにより大家さんに対する法律上の賠償責任が生じた場合に、被保険者の被る損害に対して保険金をお支払いします。【借家人賠償保障*】

被保険者に過失のない事故で損害が発生した場合であっても、貸主との賃貸借契約の中で被保険者が自己負担で修理することが定められている場合に、実際に負担した修理費用について実額をお支払いします。【修理費用】

賃貸マンション・アパート



社宅



独身寮



賃料等の支払い事実がない借家



*親族間の賃貸借物件については対象外です。

ご契約の対象

共済セット加入 保障の種類	最高保障額	掛金	
		月払い	年払い
1 類焼損害保障※	保険期間中 1億 円	170 円	1,810 円
2 個人賠償保障※ <small>示談交渉サービス付帯あり。</small>	1事故 3億 円	140 円	1,570 円
3 借家人賠償保障※	1事故 1,000 万円		
修理費用	1事故 100 万円	130 円	1,420 円

加入者数に応じて、掛金は変動することがあります。
(契約期間の途中で変更することはありません)

◆掛金の支払い方法について

オプションで加入いただく「共済セット加入」は半年払いのお支払いができません。
火災共済等の任意共済を半年払いでお支払いいただいている方は「**共済セット加入のみ年払い**となります。

※月払い・年払いをご利用の方は、任意共済と同様のお支払いとなります。

例) 口座振替の半年払いの方

初回引落(6月20日) 火災共済(半年掛金額) 共済セット加入(年掛金額)	2回目の引落(12月20日) 火災共済(半年掛金額)
---	-------------------------------

※初回引落日には、火災共済の半年掛金額と共済セット加入の年掛金額をお支払いいただき、2回目の引落日には、火災共済の半年掛金額のみお支払いいただきます。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合

保障の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
1 類焼損害保障※	●火災共済の対象となる建物または家財から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合に類焼損害保険金をお支払いします。	○類焼損害保険金：類焼保障の対象となる近隣の住宅・家財の損害の額（再調達価額ベース） ※保険期間を通じて1億円を限度とします。 ※類焼保障の対象となる近隣の住宅・家財を保険の対象とする火災保険契約等がある場合は、損害の額から火災保険契約等で支払われる保険金等の額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。	・被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ・煙損害または臭気付着の損害など
2 個人賠償保障※ <small>示談交渉サービス付帯あり。</small>	●日本国内外 ^(注) において生じた次の①または②の事故により、被保険者が他人にケガをさせたり、他の人や物を壊したり、電車等を運行不能にしたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②被保険者の居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (注) 電車等の運行不能については、日本国内において生じた場合に限ります。	①損害賠償金：被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額 ②損害防止費用：損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用 ③応急手当等費用：損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用 ④争訟費用：訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ⑤保険会社への協力費用：保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用 ⑥示談交渉費用：被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ※①の保険金請求権については被害者が先取特権を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。 ※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。 【個人賠償保障のみ】 ⑦臨時費用：被害者が死亡した場合には1回の事故・被害者1名につき10万円限度、被害者が病院または診療所に20日以上入院した場合には1回の事故・被害者1名につき2万円を限度として臨時費用保険金をお支払いします。	・被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任（被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。） ・航空機、車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任など
3 借家人賠償保障※	●被保険者*が借用する戸室が、被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により損壊したことによって、被保険者が借用戸室の貸主（家主）に対し、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。 *) 火災共済の目的の建物または家財を収容する建物の居住者となります。（「修理費用」の場合も同様です。）	●国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。 ○修理費用保険金：被保険者が自分の費用で修理したときの費用 ※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。	・被保険者またはその法定代理人の故意に起因する賠償責任 ・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任など
修理費用	●被保険者が借用する戸室が偶然な事故により損壊し、被保険者が賃貸借契約に基づいて自己のご負担で修理した場合の修理費用に対して保険金をお支払いします。	○修理費用保険金：被保険者が自分の費用で修理したときの費用 ※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。	・被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反など

※各保障の正式名称は、「類焼損害費用保険」「個人賠償責任保険」「借家人賠償責任保険」です。以下同様です。

類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険（修理費用含む）は、共栄火災海上保険（株）を引受保険会社とする保険契約であり共済ではありませんので、ご注意ください。

※示談交渉サービスは、共栄火災海上保険（株）が行います。